

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月14日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 河野 猛
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目2番地22
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第137期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施しました結果、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載しました財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成24年10月、金融庁証券取引等監視委員会から、連結子会社であるラップマスターエスエフティ株式会社（以下「ラップ社」という。）における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、不正会計の実態と責任の所在の解明及び再発防止策等が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、平成25年2月14日に、同調査委員会から、調査報告書の提出を受けました。

第三者調査委員会より受領した調査報告書により、過去ラップ社において「押込売上計上・架空売上の計上」「原価流用」が行われていたことが明らかになりました。

この結果を受け、平成25年2月26日付で社内調査委員会を設置し、当該不適切な会計処理の内容及び原因、過年度決算への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、社内調査委員会の「調査報告書」を3月11日付で取り纏めました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成20年3月期から平成25年3月期第2四半期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社において、子会社に対する管理体制が不十分だったこと、関係会社等の会計データを含む経営管理指標のモニタリング体制が不十分だったこと、業務のリスク識別及びその評価に不十分な点があったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当該事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内及び第三者調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 組織の改革によるコーポレートガバナンス・コンプライアンスの確保
 - (1) コンプライアンスの意識付けのためのコンプライアンス担当の兼務発令と報告
 - (2) コンプライアンス委員会の設置及び監査室の機能強化
 - (3) 親会社代表取締役と子会社の取締役の兼職の禁止の明確化
 - (4) 取締役会の機能強化
 - (5) 監査役会の機能強化
 - (6) グループ会社に対する経営管理機能強化
2. 社内制度の改革
 - (1) 内部通報制度の改革
 - (2) 人事制度の改革
 - (3) 社内規程の整備
 - (4) 業務プロセスの見直し
3. コンプライアンス重視の企業風土の醸成
 - (1) 再発防止に取り組む経営姿勢の明確化
 - (2) 子会社を含む全グループの従業員及び役員に対するコンプライアンス教育
4. 財務・経理のモニタリング等の強化
 - (1) 財務経理部門による財務諸表の報告フォーマットの変更
 - (2) 独立した立場での監査室による会計監査の実施
 - (3) 収益認識基準について
 - (4) 例外取引の徹底について
 - (5) 内部統制の見直し・強化策について

以上